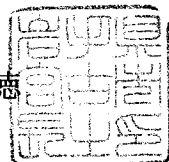


宮古市告示 85 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画の変更を決定したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画図書又はその写しを公衆の縦覧に供する。

平成 25 年 4 月 18 日

宮古市長 山 本 正 徳



1 都市計画の種類（名称）

都市計画施設 市場（1 号宮古魚市場）

2 都市計画を変更する土地の区域

宮古市臨港通地内（別紙図面のとおりに）

3 縦覧場所

宮古市役所（本庁舎）5 階 都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

計 画 書

宮古都市計画市場の変更（宮古市決定）

都市計画市場 1 号宮古魚市場を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	市 場 名			
1	宮古魚市場	宮古市臨港通	約31,000㎡	

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

魚市場としての流通拠点機能の強化を図るため、施設用地の区域及び面積を本案のとおり変更するものである。

変 更 理 由 書

宮古魚市場は、高度衛生管理に対応した荷捌き処理等を行うことが課題となっていた。衛生管理を向上させるためには設備の改善が必要であり、このための施設用地を確保できていない状態であった。また、市場内の安全性を向上させるために、施設用地の拡張が必要な状況であった。

このため魚市場の拡張による施設の狭隘化の解消を図り、流通拠点機能の強化を目的として、当該施設用地の区域及び面積を本案のとおり変更しようとするものである。